

小牧市民病院ハラスメント防止等に関する規程をここに公布する。

令和 8 年 1 0 月 1 日

小牧市病院事業管理者 谷 口 健 次

小牧市病院事業管理規程第 2 号

小牧市民病院ハラスメントの防止等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小牧市職員等のハラスメントの防止等に関する条例（令和8年小牧市条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し、小牧市民病院（以下「市民病院」という。）におけるハラスメントの防止等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(相談窓口)

第3条 相談窓口の区分は次の各号に掲げるとおりとし、その相談員は当該各号に定める者とする。

(1) 小牧市民病院に設置する相談窓口 病院総務課の職員

(2) 指導的立場にある職員による相談窓口 職員のうち所属職員を指揮監督する職にあるもの（以下「指導的立場にある職員」という。）

(3) 産業医による相談窓口 産業医（小牧市職員安全衛生管理規程（平成18年小牧市訓令第4号）第11条第1項の規定により事業所に置く産業医をいう。以下同じ。）

(4) 小牧市職員組合による相談窓口 小牧市職員組合が推薦する者

(5) 外部に設置する相談窓口 高い専門性及び豊富な経験を有する者であって、市長が委託するもの

2 産業医による相談窓口を利用することができる者は、小牧市職員安全衛生管理規程第2条に規定する職員とする。

3 外部に設置する相談窓口を利用することができる者は、市民病院に勤務する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する者とする。

(委員会)

第4条 市民病院に、条例第7条第1項に規定するハラスメント対応委員会として、小牧市民病院ハラスメント防止委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、病院事業管理者（以下「管理者」

という。)が任命する。

(1) 院長又は副院長

(2) 医務局長

(3) 部長医師

(4) 薬局長

(5) 診療技術局長

(6) 看護局長

(7) 事務局長

(8) その他管理者が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

7 委員長は院長又は副院長をもって充て、副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。

8 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

9 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会は、会議において必要があると認める場合は、議事に関係のあるものに対して出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 委員は、自己又はその親族に関係する事案その他公正な審議を妨げるおそれがある事案については、その審議に参加することができない。

(部会)

第6条 委員会に、個別の事案について適切に対応するため、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、委員長が指名する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民病院事務局において処理する。

(ペイシェントハラスメント)

第8条 管理者は、カスタマーハラスメントのうち病院の患者、その家族

その他病院利用者が行為者であるもの（以下「ペイシエントハラスメント」という。）の防止のための措置及びこれが生じた場合に適切に対応するための措置として指針その他必要な事項を定めるものとする。

（相談体制の整備等）

第9条 ペイシエントハラスメントを受けた職員及びこれを目撃し、又は把握した職員は、当該職員の所属長又は病院総務課若しくは患者支援センターの職員へ相談することができる。

2 前項の相談を受けた者は、必要に応じて関係部署、産業医、メンタルヘルス相談窓口その他関係機関と連携し、相談をした職員に対し必要な情報提供、助言等を行うものとする。

（雑則）

第10条 この規程に定めるもののほか、市民病院におけるハラスメントの防止等については、市長の事務部局の例による。

附 則

この規程は、令和8年10月1日から施行する。